

# Q & A

## その2

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業からのお知らせ(令和2年7月)

実際にこれまで寄せられた問い合わせの中の一部を、Q & A形式でご紹介していきます。

小児慢性の受給者証は、何歳まで利用できますか。

18歳未満の児童等が対象ですが、18歳になる前から認定を受けている場合は、18歳以降も引き続き治療が必要と認められれば、20歳未満(20歳の誕生日の前日)までの利用が可能です。

18歳未満が対象なので、18歳以上の方が小児慢性特定疾病に該当しても、新規での受給者証の申請はできません。



【お問い合わせ】

社会福祉法人小羊学園 アグネス静岡 (担当: 植松)  
TEL 054-249-2833  
〒420-0805 静岡市葵区城北 117 (つばさ静岡内)

